

令和2年生駒市農業委員会第11回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和2年11月11日(水)午後2時00分
会議開催場所 市役所 401・402会議室
出席者 会長 10番 中本 真人
農業委員会委員
1番 辻 英雄 2番 山本 利昭
3番 中井 啓二 4番 西口 まゆり
5番 池田 憲央 6番 北村 由子
7番 中谷 佳津代 8番 山田 義美
9番 染岡 政明
農地利用最適化推進委員
平尾 正隆 松尾 克巳
北本 光美 中尾 正人
井山 茂 奥野 通孝
高枝 敏治
欠席者 なし
説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 杉原 廣重
係長 上田 修司 主査 増本 量俊
傍聴者 2名

議事次第

審議事項

1. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
2. 農地の造成工事に係る届出について

報告事項

1. 農地の転用事実に関する照会について
2. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 農地等の利用状況報告

- 「なら農業委員会女性委員の会」現地視察研修会・活動検討会の開催
- なら就農相談フェア
- 農政なら No. 480
- 令和元年度活動分農業委員会活動記録簿 集計結果
- 市政50周年事業資料

○補佐 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人2名。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

4番 西口 委員、5番 池田 委員、6番 北村 委員

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局へ依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたもの。

No.1の申請地の位置について

南田原町交差点の西約500mに位置する南田原町地内の農地1筆。

申請理由について

譲渡人は、諸事情により財産整理の最中で、申請としては破産管財人弁護士が申請している。一方譲受人は近隣に既に資材置場を持っているが、事業展開の関係で経営する会社から新たな資材置場確保を要求され、本農地を転用することになった次第である。

次に立地基準による判断について、生駒市内の農地は全て農用地区域外の農地であり、また、住宅・事業用施設・公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたって、汚水はなく、雨水は道横の溝に排水することとしている。また地元水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月6日に、会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上より、本申請は許可権者である奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお転用面積が300㎡以上であるため、進達の前に奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。以上、審議をお願いしたい。

○議長 No.1について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 事務局の説明のとおりで、譲受人は近くに資材置き場を持っており、農業知識もあることから、水利のこともよくわかったうえでの転用であるので問題ないとする。よろ

しくお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。
なお、本申請については面積が300㎡以上であるため奈良県農業会議への意見照会を経て、許可権者である奈良県知事への進達を依頼する。

議案第2号「農地の造成工事に係る届出について」の説明を事務局へ依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

農地造成工事とは、農地の効率的な利用を追求した盛土、切土の行為であり、農地法の規定による転用許可等が不要だが、工事期間が6ヶ月以内の場合、生駒市では農地造成指導要綱に基づき、届出の提出が必要となっている。そして農業委員会は現地調査を行い、農地の効率的な利用が確保され、隣接地関係者の同意があることなど、協議・確認することとなっている。

農地造成届出については、審議により許可が下りると、申請者に許可書を発行し、その後工事着手届、工事完了届を提出してもらうこととなる。

No.1～2の申請地の位置について

辻インターチェンジから北北東約300メートルに位置する、小明町地内の農地2筆。

申請理由について

この農地は2つの住宅地に挟まれた農地の内の2筆で、なだらかな坂に段々の形状となっている農地である。近隣で住宅開発があり、開発で切り出す土砂を使い、盛土をすることで2筆を一体化し農地を効率利用するためのもので、また農地に入る道路と高さを揃え、車で進入し易くしたい意向もある。低い位置に隣接農地があるが、土砂が流れ込まないためのなだらかな傾斜をつけ盛土を行う。なお盛り土の土砂は、先ほど説明した住宅開発予定地である農地から採取することとなっており、この農地は今年年末までに転用を行う予定であるので、受理書交付の際には、着工日付を記載するとともに、農地転用手続き完了後着手する旨の条件を記載する予定である。

現地調査について

今月6日に、会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で、これまでの事情を含めて現地調査を行った。隣接農地所有者や水利組合長などの同意もあり、周辺農地への影響等についても問題はなく、農地としての利用に支障がないものであると考える。以上、審議をお願いしたい。

○議長 地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 この辺りは新興住宅地で市道が伸びているが、その市道からの落差が非常に大きいため盛土をして畑として利用したいとのことで問題ないと考えられる。審議をお願いしたい。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
- 委員 盛土をするのは2筆のうちのどちらか。両方、盛土するのか。
- 主査 現状、これら農地の西側に道路があり、その道路から見るとどちらも低い位置にあり、階段状になっている。申請によると2筆とも盛土を行い道路と高さを揃える予定である。
- 委員 盛土の高さはどのくらいか。
- 主査 今の落差が1メートル程あるので、その落差を埋める予定である。
- 補佐 補足説明する。一番低いところで概ね1メートル程の盛土になるが、段差ができているので最大で約3メートルの盛土となるところもある。そして2枚の農地を1枚にするということになる。
- 委員 3メートルの高さに対して擁壁等はするのか。
- 主査 南側の隣接する農地に土砂が崩れ込まないように緩やかな傾斜をつける。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第2号「農地の造成工事に係る届出について」の承認を宣言。

報告第1号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第2号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

を一括して事務局に説明を依頼。

報告第1号「農地の転用事実に関する照会について」

○係長 〔報告読み上げ〕

本報告は、現況、農地性が無いものの登記地目を田若しくは畑から他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に農地かどうかの照会があった事案。

No.1 は、昭和50年から当該地が農地法第5条転用されていたが、地目変更されておらず、現況は約10年以上前から雑種地で、現在も砂利等が混ざっており雑種地として利用してきた農地。

報告第2号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○係長 〔報告読み上げ〕

本報告は、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可、及び許可後の進捗状況、転用による工事が完了したことの報告があったものを報告しているもの。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」についての説明を事務局に依頼。

○主査 「農地等の利用状況報告」について説明。

法人が農地を借りたり、所有したりする場合、毎年各法人の事業終了月から3か月以内に、その営農状況を報告してもらうようになっている。

例年、報告書の内容にある農地について概ね耕作しているかどうかを、担当地区の農業委員にて調査し、次回の定例会で報告いただくこととなっている。確認の仕方としては、現地調査を行い、実際に耕作している、またはこの1年で手入れされているかを見たり、必要に応じて現地で作業をしている方にヒアリングしたりして調査を行う。ここ1年で運営している、またはしていたらしいということが分かれば概ね大丈夫で、万が一耕作されていないのであれば定期的に報告書を点検することになっているので、必ず耕作するよう指導していただきたい。

○委員 来月の委員会で報告ということであるが、事務局に対しての報告も必要か。

○主査 特段、提出していただく資料等はない。今、お手元にある法人からの報告書に従って現地調査をしていただき、「概ね良好であった。」、「良好でなかったため指導を行った。」という報告をしていただく場を定例会の中で設けるので、そこで発言をお願いしたい。

○委員 古い法人であれば5年ほど経過するところもある。その法人がスタートしてからの経緯等は事務局で残していくのか。口頭での報告でもよいが、委員や事務局の人間が変わることもあるので、書面等で系統立てたものを残す方が何かあった場合さかのぼってみることができると思う。

○主査 「農地等の利用状況報告書」は法人から事務局へ提出されているので毎年記録がストックされている。そこで、その実態が報告書と合致しているかを調査していただきたい。この定例会での発言は議事録という形で残るので、それも合わせて記録とさせていただく。

○主査 「〔なら農業委員会女性委員の会〕現地視察研修会・活動検討会の開催、「なら就農相談フェア」について説明。

●「なら農業委員会女性委員の会」現地視察研修会・活動検討会の開催

- ・日時 令和2年12月3日（木） 午後1時～午後4時30分
- ・場所 現地視察 …ファーマーズマーケット“まほろばキッチン” 橿原店
活動検討会…奈良県農業研究開発センター
- ・内容 「まほろばキッチン」における農産物販売の取り組みについて
「女性委員の会」の組織体制と今後の取り組み

●「なら就農相談フェア」

- ・日時 令和2年11月29日（日） 午後1時～午後4時30分
- ・場所 奈良県文化会館

※この「なら就農相談フェア」のあと、日時は調整中であるが希望者を対象に生駒での農地見学会を予定している。

○係長 「〔令和元年度活動分農業委員会活動記録簿 集計結果〕、「農政ならNo.480」につ

いて説明。

●「令和元年度活動分農業委員会活動記録簿 集計結果」

奈良県農業会議から農業委員会活動のための情報として提供されたもの。

「農業委員会活動記録」は、地域農業が抱える問題点や課題を探り、その解決に向けた取り組み強化や、「目に見える農業委員会活動」を進めるために行っているもので、この集計結果は、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動記録（令和元年度活動分）として奈良県農業会議へ報告し集計されたものである。

●「農政ならNo.480」

奈良県農業会議が発行する機関誌で「なら就農相談フェア」や「農業委員会活動記録簿集計結果」、また、最後のページに中本会長の「“農”へのメッセージ」が掲載されているのでご一読いただきたい。

○局長 「市政50周年記念事業」について説明。

令和3年度は生駒市の市政50周年にあたるということで農業委員会としてもイベントを立ち上げたいと考えている。各課、いろいろ50周年記念のイベントを考えているが農業委員会として次のようなことを考えている。現在、農林課で25組稲作体験をしておるところを、さらに25組を追加で募集し、50周年に合わせて全体で50組の住民に野菜作り体験をしていただこうと検討している。場所は今年葉ぼたんを栽培した所を予定しており、具体的内容としては稲作体験と同様に25組募集し、大根と8月植えのジャガイモ、九条ネギをそれぞれ植えてもらい、里芋と落花生はこちらで植えて収穫のみ体験するというを考えている。稲作体験は農林課が担当しているが、この「野菜作り体験」は農業委員会の遊休農地活用事業の取り組みとして「葉ぼたん事業」に代わり市政50周年に合わせて行いたいと考えている。

サツマイモについては北地区の委員の皆さんで継続し、中・南地区の委員の皆さんでこの事業を行っていただければと考えている。具体的には8月下旬頃の植え付けと、市政50周年にあたる11月1日に属する11月中に収穫体験、その他適宜作業を交代で指導していただくといったことを検討している。また、現地の畑の写真を添付しているので一度ご確認いただきたい。以上である。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○議長 まだ時間があるので、これから具体的な内容について詰めていきたい。この事業は「野菜作り体験」を通じて一人でも多くの市民の方に農業に関心を持っていただく目的もある。市内農業者の野菜の購入、いわゆる地産地消の推進や市民農園の利用や遊休農地の活用、最終的には担い手、新規就農につながっていけばと考える。委員の皆さんには多忙のところ申し訳ないが協力をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○局長 定例会終了後、農業祭の打ち合わせ等を行いたいのでよろしくをお願いしたい。

○委員 先程、会長の話にあった市民農園について、高山地区には100近い区画の市民農園が古くからある。聞くところによると、現状、半分以上空いていると聞く。これは農林

課が担当であると思うが、できた当初は抽選の時期もあったと記憶している。市民農園は農業委員会には直接関係ないが、農業にまつわることで、遊休農地の活用・解消にもつながることである。現在、半分以下の利用しかないということは、区画が狭いとか賃料の関係などの問題があつて利用者が少なくなったのか、それとも全体的に利用者が少なくなったのか、利用者減少について何か検討しているのかについて、わかる範囲で教えていただきたい。地元であるので協力できることは協力したい。

○局長 北地区の市民農園は来年3月末で20年ということで地主との契約が終了する。従来から北地区市民農園は半分ほどの利用で、コストはシルバーさんに草刈り等をしてもらっているのは同じだが、利用者の方が少ないという話は以前から出ていた。北地区だけ2区画目を借りてもらおうといった条件緩和などを行っているが、結局その周辺に同じ農林課が担当する遊休農地活用事業という無料で貸出しているものがあり、面積も300㎡近くまで借りられるということで、そちらの方に流れているという形になっている。また、場所的にも一番北の端で交通の便が悪いということもあり、利用率は他の農園に比べれば確かに低い。農林課の方では小さい区画の市民農園で慣れてもらい、その後、大きい区画の遊休農地活用事業に移行し、できれば農業を起業していただくということにつながれば、と考えて従来からやってきている。地主と次の契約を来年3月に結ぶわけであるがコストの削減を考え交渉していこうとしているところである。市民農園を止めてしまうという案もあったが、周辺の方に聞いても、その後の農地に作付けしてくれる農家は見つかりにくいのではないかという意見があり、市として地主に返却した場合、耕作放棄地が増加する恐れがあるのなら、このまま継続し遊休農地が増えるような事態にならないようにとは考えている。

○委員 1区画の面積は10坪ほどであつたか。ほぼみんな同じ面積か。賃料はいくらであつたか。

○局長 30平米で賃料は年額15,000円ちょっとである。

○議長 市民農園については管理費用がかかる。草刈の必要もなく、水や駐車場も確保されているということで、比較的農業入門しやすい。自分のところで食べるだけの野菜であればちょうど10坪ぐらいでできるという所である。遊休農地活用事業は大きな土地を無料で借りられるということで、こちらに流れるということは分かるが、最初に農薬など自分で用意し、草刈も自身で行わなければならない。よって駐車によるトラブルや草刈、水の確保によるトラブルも発生している。市民農園は北の端ということで、行きにくいというのはあるが、生駒のいい水といい環境の中で野菜作りや農業を覚えるには最適な場所であるし、最近テレワークも増え、自然環境の良い所で子育てしたいと考える人もいるので、委員の皆さんでPRしていただきたいと思う。50周年の事業についても、たとえ1年間に25組の親子でも継続できるのであれば継続することによって、つながっていくと思われる。よろしく願いたい。

○委員 市民農園の近郊の住宅街に働きかけないとなかなか新しい利用者は増えないと思う。欲を言えば管理費用がかかるのはわかるが賃料が高い。

- 議長 その通りであるが、皆さんご協力よろしくお願ひしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。
- 補佐 次回の日程について
定例会 12月9日（水）午後2時 401・402会議室
現地調査 12月4日（金）
前日12月3日（木）に同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言
午後3時05分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和2年生駒市農業委員会第11回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 4番 西口 まゆり

議席番号 5番 池田 憲央

議席番号 6番 北村 由子
